



浅川児童クラブについて



○児童クラブとは

仕事などで昼間保護者がいない家庭の児童に対し、授業終了後等に小学校の余裕教室を活用して安全で豊かな生活時間を与え、児童の健全育成を図る施設です。

1 対象児童

浅川小学校に通っていて、保護者が以下の要件にあてはまる1年生から6年生の児童

要件	
就労	児童の下校時間以降も家事以外の仕事をしている場合
疾病・障がい	病気やケガ、心身に障がいを有する場合
看護・介護	長期にわたり同居親族を常時看護・介護している場合
就学	学校や職業訓練校等に通っている場合
妊娠・出産	母親が妊娠中、または出産後間がない場合 (産前産後2か月程度)
その他	上記に類する状態で、町長が認める場合

※対象児童の要件から外れた場合は退会していただくこともあります。

育児休業中は登録できませんので、職場に復帰する際に登録をしてください。

2 開会日時・閉会日

◆開会日時

- ・学校登校日 放課後(13時00分頃)から18時00分
- ・長期休業中の平日 7時30分から18時00分

◆閉会日

- ・土曜日・日曜日・祝日
- ・お盆期間(8月13日~8月16日)
- ・年末年始(12月29日~1月4日)
- ・災害や感染症等による学校休校日

※お盆期間及び年末年始の期間は、暦等により変動します。

学校登校日でも閉会する場合があります。

3 保護者負担金について

- ・年額 2,000 円（諸経費＋保険代）

後日納付書を郵送し、町内の金融機関で納付していただきます。

年度途中の退会などの場合でも、出席日数にかかわらず登録後の返金はありません。

4 1日の過ごし方

保護者の方のお迎えが来るまで、児童クラブ教室内で宿題をしたり外遊びをしたりしています。

5 指導体制

1クラスにつき指導員2人程度

6 スクールバスについて

小学校では、スクールバス利用者のためにバス時刻までの待合室を設けていますので、そちらをご利用ください。

7 その他

- ・感染症等によって児童が在籍する学級や学年が閉鎖になった時は、児童クラブの利用を控えて自宅でお過ごしください。また、感染状況によっては児童クラブを閉会する場合があります。
- ・年度の途中から登録を希望される場合も、随時受付しています。
- ・児童クラブを退会する場合は、役場にある「退会届」に必要事項を記入し提出してください。

8 民間放課後児童クラブについて

町内には、民間事業者が運営する放課後児童クラブがあります。詳細や申請手続等については、以下の事業所に直接お問い合わせください。

事業所名	住所	電話番号
あさまる児童クラブ	〒963-6204 浅川町大字浅川字本町 38-1	0247-57-7113
	ホームページ	
	https://asamaru-club.jp/	

【お問い合わせ先】

浅川町役場 保健福祉課 36-4123

浅川児童クラブ 36-4858

